



JASDAQ

2021年2月15日

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 平 智 之
(コード番号：2191)
問合せ先 執行役員／管理本部長 玉 村 陽 一
(電話：03-5937-2111)

業績の前期実績値との差異及び特別利益と特別損失の計上に関するお知らせ

2020年12月期（2020年1月1日～2020年12月31日）の業績につきまして、2019年12月期（2019年1月1日～2019年12月31日）実績値との間に差異が生じ、その差異が開示基準に達することになりましたので下記のとおりお知らせします。なお、当社は当該期間における業績予想を開示していないため、増減については実績値との比較になっております。また、下記のとおり特別利益及び特別損失を計上しましたのでお知らせいたします。

記

1. 2020年12月期通期業績の前記実績値との差異

①連結業績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
前期実績値 (A)	202	△716	△773	△1,026	△53円81銭
今期実績値 (B)	76	△1,387	△1,397	△1,067	△45円26銭
増減額 (B-A)	△125	△671	△624	△40	—
増減率 (%)	△62.2	—	—	—	—

②個別業績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前期実績値 (A)	167	△765	△825	△1,082	△56円73銭
今期実績値 (B)	76	△1,120	△1,128	△1,095	△46円47銭
増減額 (B-A)	△90	△355	△302	△13	—
増減率 (%)	△54.3	—	—	—	—

2. 差異の理由

連結業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の影響により、医療機関の受診控えや海外からの患者の来日が困難になったことに伴う国内提携クリニックにおける患者数が減少したこと、及び医療支援事業の売上高がなくなったことにより当社グループ全体における売上高は前期を下回りました。なお、細胞医療事業において症例数が減少した主な要因として、癌診療連携拠点病院での自由診療が実質的に規制された、医療広告等に対する規制が強化された、免疫チェックポイント阻害薬等の抗悪性腫瘍薬の開発競争が激化し患者が治験に流れた、当社の主要取引先である医療法人医創会に属する医療機関との取引を停止したことが挙げられます。また、売上高が減少したことに加え、医薬品事業において膵臓がんに対する

再生医療等製品としての樹状細胞ワクチンの承認取得を目指した開発費用として266百万円が発生したことにより当社グループ全体における利益が減少しました。

個別業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の影響により、医療機関の受診控えや海外からの患者の来日が困難になったことに伴う国内提携クリニックにおける患者数が減少したこと、及び細胞医療事業において症例数が減少したことにより当社単体における売上高及び利益は前期を下回りました。

3. 特別利益の計上について

2020年12月期連結会計年度において、事務所の契約解除による賃貸借契約解約益9,934千円、医療器具等の売却による固定資産売却益74,999千円、プロメテウス・バイオテック社の株式売却による関係会社株式売却益151,679千円を特別利益として計上しました。

(プロメテウス社の株式売却による関係会社株式売却益151,679千円を特別利益として計上が必要と判断した理由・背景)

2020年12月25日付で開示いたしました「子会社の異動を伴う株式譲渡に関するお知らせ」の通り、2020年12月25日付でプロメテウス・バイオテック社(以下「プロメテウス社」)の発行済株式の全部をCENEGENICS JAPAN株式会社(以下「セネジェニック社」)に譲渡しましたが、2021年1月12日までに当該譲渡代金債権153百万円が支払われておりませんでした。

係る状況を受け、2021年1月12日付で開示いたしました「第三者割当により発行される新株式の募集及び子会社の異動を伴う株式譲渡の経過報告について」に記載の通り、当社は、当社と業務提携に向けた協議を行っていた株式会社CESデカルト(代表取締役:山口佳子、東京都文京区、以下「デカルト社」)の筆頭株主であるAI医療福祉介護機器研究開発機構(以下、「AI社」)と協議を行い、当社が、当社及びAI社から独立した第三者算定機関である税理士法人CROSSROAD(所在地:大阪市中央区北久宝寺町3-5-12、代表社員:公認会計士・税理士 三嶋政美)から取得したデカルト社株式の株式価値算定書において、デカルト社株式の取得価格153百万円が株式評価額のレンジの範囲内であると認められたことから、AI社が保有するデカルト社の普通株式61,200株を当該譲渡代金債権153百万円で相殺する債権譲渡を行い、当社は、デカルト社の普通株式を取得いたしました。

なお、取得したデカルト社の株式に関しては、2021年12月期のデカルト社の事業計画と実績を比較しながら減損判定していくこととなります。

かかる一連の取引により、当社単体では、153百万円で取得したプロメテウス社株式を、同額である153百万円で売却したことになるため個別業績における売却益は生じません。

しかし、当社連結においては、プロメテウス社(資本金300百万円)はメキシコにおける新型コロナウイルス感染症の治療法の開発で300百万円を費用計上しており、プロメテウス社の利益(マイナス)300百万円、為替換算調整勘定を除くと同社の純資産はゼロとなっており、当社は、純資産ゼロのプロメテウス社株式を153百万円で売却したこととなりますので、連結業績において、関係会社株式売却益151百万円(為替換算調整後)が計上されることとなります。

以上の理由・背景から、当社の監査法人による判断やその判断要素を元にして、当社として適切な会計処理であると判断しました。当該会計処理については、当社の監査法人にも確認済みです。

4. 特別損失の計上について

2020年12月期連結会計年度において、イーエイチエスメディカル株式会社との和解金2,000千円、医療法人社団医創会に対する解決金46,500千円、研究機器の減損損失1,029千円を特別損失として計上しました。

5. 違約金について

(CENEGENICS JAPAN株式会社に対し金1,000百万円の違約金請求権が発生した理由・背景)

2020年12月17日付で開示致しました「第三者割当による新株式発行の払込完了及び一部失権並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関する取り消しのお知らせ」で公表の通り、当社は、本第三者割当増資の割当先であるセネジェニック社に対し、金1,000百万円の違約金請求権が発生していると考えております。当社は、2020年12月21日付でセネジェニック社に対し通知書を送付し、当該違約金を直ちに支払うよう請求いたしました。本日現在、セネジェニック社からは何らの応答がない状況でございます。なお、2021年2月8日に登記簿においてセネジェニック社が登記されていることを確認しております。

(当社の2020年12月期における会計処理と監査法人による判断要素)

2020年12月期における会計処理上、違約金の請求は行っているものの回収は確実とはいえない状況から、

収益及び債権としての認識はしておりません。当社監査法人の見解としても当該違約金が収入として振り込まれる確度が現時点で高いとは言えないため収益認識せず、収益認識は入金の可能性が高くなった段階又は入金時であるとしております。

(当社の判断要素)

当社としても、当社の監査法人の見解と同様に会計処理を行うことが適切であると考え、2020年12月期において当該違約金請求権を債権として計上しておりません。当社の判断について、当社監査法人にも確認済みです。

6. 業績に与える影響

上記の特別利益及び特別損失につきましては、本日公表しました「2020年12月期決算短信」に反映しております。

以上